

災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 沖縄県					
災害等の種類： 取扱中の器材 鉱物等のため	発生日時： 平成29年8月25日（金） 9時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 35歳、作業員、直轄、勤続年数：1年、担当職経験年数：6ヶ月						
罹災程度：右第3肋骨骨折（1ヶ月の安静、加療を要す）						
<p>【概要】</p> <p>罹災者は、罹災前日に発生した砕鉱場内のベルトコンベアのモーター駆動部のチェーン切断故障を修理するため、罹災当日の8時から保安管理者と2名で修理作業にあっていた。9時頃に保安管理者は罹災者にチェーン保護カバーのボルトを外すよう指示を行い、工具を取りに行くため一時的に作業現場から離れた。</p> <p>罹災者は、足場が悪く力が入りづらい状況の中でレンチにて保護カバーのボルトを外そうとしたが、固く締まっていたため体重をかけ強く回そうとしたところ、工具が滑り保護カバー横のモーターの土台に胸部を打ち付け罹災した。</p> <p>罹災者は、罹災後も特段痛みを感じず、作業現場に戻ってきた保安管理者にも特段の報告は行わず終業時間まで作業を行った。帰宅後の21時頃から息苦しさを感じた。罹災翌日の朝は、痛みを感じていたが通常どおり出勤し、保安統括者等にも報告は行わず、修理作業や運搬作業を行っていたが、運搬作業中の11時頃に胸部に強い痛みを感じたため、保安統括者に電話連絡を行い、保安統括者の指示を受け救急の病院で受診し、肋骨の骨折と診断されたが、土曜日の救急であったため、受診の4日後に再検査を受け、1ヶ月の安静・加療の見込みとの診断を受けた。</p> <p>※罹災者は、罹災翌日の病院での受診時から休業している。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○足場が不安定な場所で修理作業を行っていたため、不自然な体勢で作業を行った。</p> <p>○修理作業に不適切な工具を用いていたため、過度な力を込めていた。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○鉱山労働者に対し、事故についての報告をするとともに、他の場所でも安全を優先して作業を行うように指示を行った。</p> <p>○作業手順書の見直しを行い、安定した足場の確保及び適切な工具の使用について記載するとともに鉱山労働者に対して周知を行った。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○作業を行う時は、安定した足場や姿勢を確保しましょう。</p> <p>○適切な工具を用いて、過度な力や負荷がかからないようにしましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）</p>						

- ・ 共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）
- ・ 作業場の床面（労働安全衛生規則第544条）

【お問い合わせ先】

那覇産業保安監督事務所 保安監督課 菅、新垣

電話番号 098-866-6474

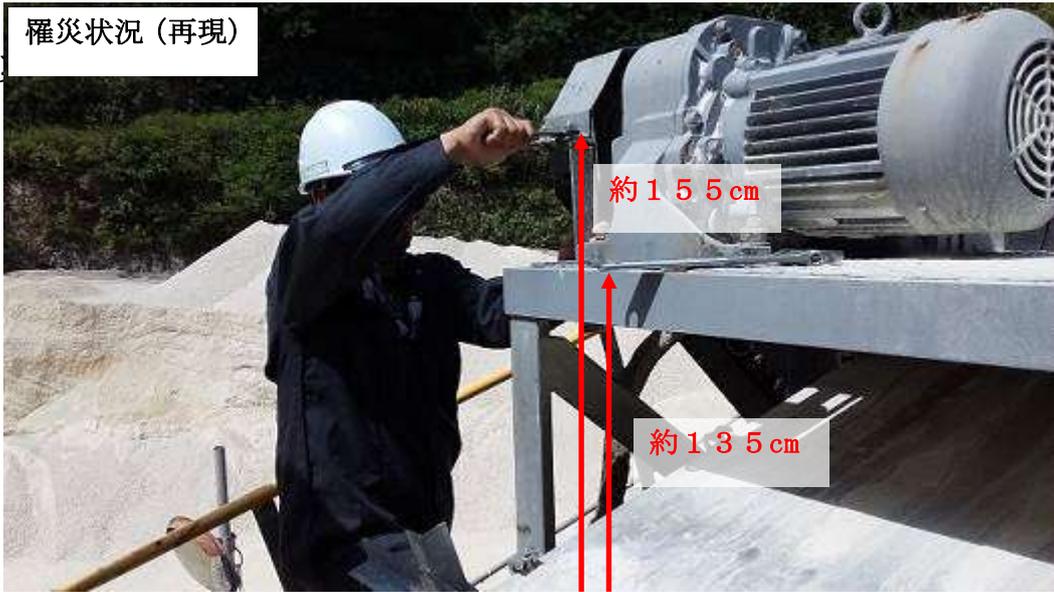
災害の状況



罹災箇所



罹災状況(再現)



罹災状況(再現)

